

報告第 1 1 号

平成 1 5 年 3 月 2 8 日承認

新市建設計画の策定方針等について

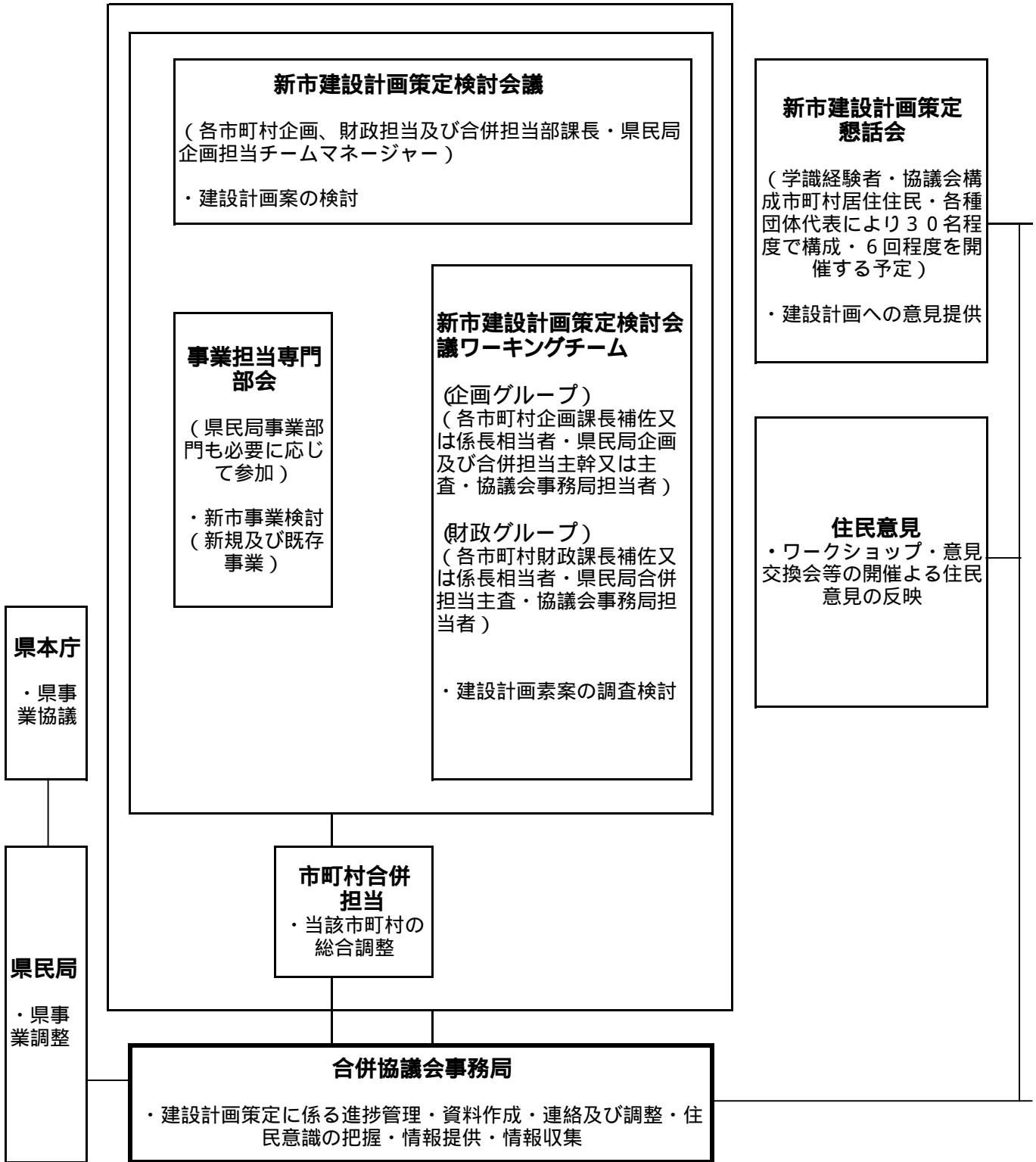
新市建設計画の策定方針等について、別紙のとおり定めたので、本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 3 月 2 8 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

新市建設計画策定体制



津地区合併協議会新市建設計画策定検討会議の取扱いについて

(設置)

第1 津地区合併協議会規約第3条第2号に規定されている市町村建設計画に関する諸事項の検討を行うため、津地区合併協議会(以下「協議会」という。)に、新市建設計画策定検討会議(以下「策定検討会議」という。)を設置する。

(組織)

第2 策定検討会議は、協議会の構成市町村及び三重県津地方県民局の企画、財政及び合併担当部課長又はこれに相当する職にある者をもって構成する。

2 策定検討会議に、会長及び副会長を1人置き、策定検討会議を構成する者(以下「委員」という。)の互選により、これらを定める。

3 会長は、策定検討会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3 策定検討会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員は、その指定した者を代理として、会議に出席させることができる。

4 会長は、新市建設計画の検討に必要と認められる者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第4 策定検討会議に、協議会構成市町村及び三重県津地方県民局の企画実務担当者及び財政実務担当者、協議会事務局に所属する者で構成する新市建設計画策定検討会議ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

2 ワーキングチームは、策定検討会議にかかる検討事項についての調査研究を行うものとする。

3 ワーキングチームは、新市建設計画の企画分野を主に調査研究する企画グループと、財政分野を主に調査研究する財政グループをもって構成する。

(事務局)

第5 策定検討会議及びワーキングチームの事務は、協議会事務局にて行う。

(委任)

第6 この取扱いに定めるもののほか、策定検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

新市建設計画の策定方針

新市建設計画策定方針

市町村建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」（「特例法」という。）により、合併協議会により作成されることが定められており、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民等に対して合併市町村の将来に対するビジョンを与え、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

津地区合併協議会が策定する市町村建設計画（「新市建設計画」という。）は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮したものとし、次の点に留意して策定を行う。

- 1 新市建設計画は、単にハード面の整備のみでなく、ソフト面にも配慮したものとす。
- 2 真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏づけられた着実なものとする。
- 3 新市建設計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担うべきものであり、それに加え、新市の建設を効果的に進めていく前提として、組織及び運営の合理化を図るものとする。
- 4 新市建設計画は、新市の地域の実情に配慮するものとする。
- 5 新市建設計画は、まちづくり基本構想の考え方を基礎とするものとする。

新市建設計画の内容について

新市建設計画の内容は、次のとおりとする。

- 1 計画期間
計画期間は、合併特例事業の財政措置が10年であり、まちづくり基本構想が10年であることから、10年とする。

- 2 人口、世帯の推計
過去の趨勢をもとに推計を行うことを中心にして、検討していく。
- 3 基本理念・基本的な政策の方向
まちづくり基本構想の考え方を尊重する。
- 4 土地利用・地域別整備の方針
新市をゾーンに分け、ゾーン毎の整備方針を示す。
- 5 施策の体系
まちづくり基本構想の考え方を尊重する。
- 6 事業の記載内容
施策の体系にそって、事業を記載する。
記載方法は、新市で行う主な事業については、個別具体的に記載する。
主な事業以外の事業については、包括的な表現で記載する。
- 7 公共的施設の統合整備の内容
- 8 財政計画
別途検討する。
- 9 新市建設計画の構成
別途検討する。

新市建設計画の構成

序論

- 1 合併の必要性
- 2 計画策定の方針

新市の概況

- 1 位置・地勢
- 2 気候
- 3 面積
- 4 人口・世帯

主要指標の見通し

人口・世帯

新市建設の基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本的な政策の方向
- 3 土地利用と地区別整備の方向

新市建設の基本的な政策の方向、施策、主な事業（県事業を含む。）

公共的施設の適正配置と整備

財政計画

- 1 歳入
- 2 歳出

財政計画策定の基本的な考え方について

財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第4号の規定に基づく新市建設計画の一部を構成するものですが、社会経済情勢を見通しながら、また地方財政に関する制度改正なども想定される中であって、長期の財政計画を作成するには、技術的にも極めて困難な作業になります。

したがって、作成にあたっては、現在の経済情勢や行財政制度を前提にしながら、合併に伴う変動要因を加味し推計していくことになると思います。

(基本的な考え方)

1. 計画期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。
2. 作成方法は、普通会計ベースで作成し、歳入、歳出の各費目ごとに過去の実績や現行の経済情勢等から推計し、事務事業の調整に基づく住民負担、行政サービスの格差是正に伴う経費、合併による節減経費を反映させ、合併特例債等の国県の財政支援措置等を考慮し作成します。
3. 事例として、財政計画作成フローと歳入・歳出の前提条件をあげると次の様に整理できます。

【財政計画の考え方】

合併関係市町村の普通会計による収支見込額

(推計方法)

・関係市町村の平成11年度から平成13年度の3カ年の決算額の平均額や平成14年度決算見込み額をベースに過去の伸び率や現行の経済情勢等から推計する。

・国、県、各市町村の中期財政計画等の伸び率を勘案して推計する。

住民負担・行政サービスの格差是正のための主な経費

- ・住民負担の格差是正に伴うもの・・・地方税、保育料、各種使用料、手数料等
- ・行政サービスの格差是正に伴うもの・・・保健福祉事業、教育事業等

合併に伴う主な節減経費

- ・人件費の削減・・・一般職、特別職、行政委員会委員、議会議員、農業委員会委員、附属機関の委員
- ・管理部門等の削減

新市建設計画に盛り込まれる事業の経費

- ・合併特例債を活用した新市建設計画に盛り込まれる事業費

新市建設計画に盛り込まれる事業の経費

- ・合併特例債以外の国県の財政支援措置を活用した新市建設計画に盛り込まれる事業費

財政計画

- ・の収支見込額からの経費を増減額したものを歳入、歳出毎に区分して10年間の財政計画とする。

歳入・歳出前提条件

過去の実績や今後の経済見通し等から推計し、合併効果の経費等を反映させる。

歳入・歳出費目は以下のとおり。

【歳入】

- 1 地方税（市民税・固定資産税・国有資産等所在市町村交付金・軽自動車税・たばこ税・特別土地保有税・都市計画税・入湯税）
- 2 地方譲与税（自動車重量譲与税・地方道路譲与税・特別とん譲与税）
- 3 利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用交付金・自動車取得税交付金・国有提供施設等所在市町村助成交付金・交通安全対策特別交付金
- 4 地方特例交付金
- 5 地方交付税
- 6 分担金及び負担金
- 7 使用料及び手数料
- 8 国庫支出金・県支出金
- 9 財産収入・寄附金・諸収入
- 10 繰入金
- 11 地方債

【歳出】

- 1 人件費
- 2 扶助費
- 3 公債費
- 4 物件費
- 5 維持補修費
- 6 補助費等
- 7 積立金
- 8 投資及び出資金
- 9 繰出金
- 10 普通建設事業

新市建設計画策定懇話会の設置について

1 設置の趣旨

「新市建設計画」策定について検討を行うにあたり、幅広い分野から有識者等の知見に基づく意見をいただくため、「新市建設計画策定懇話会」を設置する。

2 内容

事務局（新市建設計画策定検討会議等）でまとめた建設計画（案）に対し、意見を述べていただく場とする。

当懇話会でいただく意見等については、幹事会及び協議会に対し計画策定にあたっての資料として提供する。

3 委員構成についての基本的な考え方

(1) 構成人員（32人以内）

ア 各市町村推薦委員（各分野で活動している方） 3人

可能な限り、男女比や年齢構成を考慮し、下記に例示した分野を参考に推薦する。

ア) 委員の資格

各市町村内に在住の満20歳以上の人で、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員でない人

イ) 各分野別の例示

分野別	職種別	例示団体
生活	NPO、消防・防災、国際交流、自治会、人権、男女共同	ボランティア団体、消防団、国際交流団体、自治会連合会、労働団体、女性団体
健康福祉	医療、福祉、子育て、高齢（介護）	子育て支援団体、老人クラブ、民生・児童委員、身体障害者団体
環境	環境、自然保護、リサイクル	環境団体
農林水産	農林水産業	農業振興団体、水産振興団体
商工	商工業	商工振興団体、観光団体
教育文化	教育、スポーツ、文化・芸術	文化芸術団体、体育協会、PTA 連合会、青少年団体、生涯学習団体
その他	その他	

イ 学識経験者 2人

大学等の学識経験者、地方自治精通者
協議会事務局から推薦する。

4 これまでの経過及び今後のスケジュール（予定）

全6回程度の開催を想定

- ・ 2月18日 第1回協議会 新市建設計画策定体制の報告
- ・ 3月28日 第2回協議会 懇話会の概要を報告
- ・ 4月9日 第3回協議会 懇話会委員を報告
- ・ 5月中～下旬 第1回懇話会を開催 委員の委嘱等
- ・ 6月～9月 毎月1回程度を目処に開催（6、7、8、9月 ただし、会議の進捗状況による）
- ・ 11月 第6回（最終回）の開催

新市建設計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 津地区合併協議会(以下「協議会」という。)構成市町村の建設に関する基本的な計画(以下「新市建設計画」という。)の策定に関し必要な事項について、広く学識経験を有するものから意見を聴くため、新市建設計画策定懇話会を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、新市建設計画に関することとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員32人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、協議会の会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、新市建設計画決定の日までとする。ただし、委員は、協議会の会長の承認を得て、任期途中で辞職することができる。

2 協議会の会長は、前項の規定により委員が辞職した場合は、前条第2項の例により、その代わりとして新たに委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを決める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、協議会の会長がこれを招集する。

新市建設計画策定にかかる住民意見の聞き取りについて

1 趣旨

「新市建設計画」策定にあたり、より多くの住民意見を計画に反映していく。

2 聞取方法等

協議会構成市町村の在住の住民を対象にした意見聞き取りの実施

- ・開催時期

平成15年6月～8月

- ・開催場所及び回数

各市町村1回ずつと圏域全体1回 計11回

- ・実施体制

協議会事務局と各々の市町村共同により実施

意見聞取対象者については広報等により、参加を呼びかける。

- ・意見のフィードバック

意見の聞き取りの建設計画への反映状況は、住民に広報等により周知する。

新市建設計画(案)の市町村役所(場)での住民供覧の実施

協議会管内の団体を対象にした意見聞き取りの実施

協議会だより等の広報の活用

協議会ホームページの住民意見コーナーの活用